

クマが出てきて くまった！

B班🐻

川原昌也

丸山哲平

山本舜

若山みりあ

目次

- ▶ 新聞記事
- ▶ 記事要約
- ▶ 現状分析
- ▶ 問題意識
- ▶ 政策提言
- ▶ 試算
- ▶ 参考文献

新聞記事

- ▶ YOMIURI ONLINE2015年06月20日 15時41分
- ▶ クマ殺処分反対の市長、県のマニュアル案に注文

三重県がいなべ市で捕獲したツキノワグマを滋賀県多賀町の山中に無断で放した問題で、クマを殺処分するという県の方針に抗議している伊賀市の岡本栄市長は19日、県内の市町に意見を求め、県が策定を進めているツキノワグマ捕獲の対応マニュアルについて、「保護に重点を置いた改正としていただきたい」とする意見を、鈴木英敬知事あてに回答した。

従来、鹿やイノシシも含んでいたが、新たなマニュアルは、ツキノワグマに特化。策定に際し県は、ツキノワグマが出没する恐れが小さい木曾岬、朝日、川越、東員の4町を除く県内市町にマニュアル案を示し、意見を求めている。

同案では、檻(おり)で捕獲した際も、人身被害が想定されたり、住民の不安の声が多かったりして、放獣が妥当でないと言われる場合には、殺処分とする内容が盛り込まれている。岡本市長は取材に「保護が前提になっていない。最後は殺すということではいけない」と批判した。

記事要約

- ▶ 三重県がいなべ市で捕獲したツキノワグマを滋賀県多賀町の山中に無断で放したという問題が起きた
- ▶ クマを殺処分するという県の方針に抗議している伊賀市の岡本栄市長は県が策定を進めているツキノワグマ捕獲の対応マニュアルについて、「保護に重点を置いた改正としていただきたい」とする意見
- ▶ 新しいマニュアルは、ツキノワグマを檻で捕獲した際も、人身被害が想定されるなどの放獣が妥当でないと言われる場合には、殺処分とする内容
- ▶ 岡本市長は「保護が前提になっていない。最後は殺すということではいけない」などと批判

記事解説

記事に出てきた問題の一連の出来事

三重県がいなべ市で捕獲したツキノワグマを滋賀県多賀町の山中に無断で放した問題

5月17日、三重県いなべ市の山中で罠にかかり捕獲されたツキノワグマ一頭を
三重県の担当者が無断で、隣接する滋賀県多賀町の山中に放した。



5月27日早朝、多賀町で女性(88)がクマに襲われて重傷



三重県は、放したクマだった可能性が高いとして多賀町に謝罪



6月23日、多賀町はDNA鑑定の結果、女性を襲ったクマは、
三重県が放したクマとは異なることが判明した、と発表



三重県はクマを捕獲したときのマニュアルを見直す考え

現状分析

ツキノワグマの生態

▶ 生息地域

本州より南に生息し、絶滅が危惧されている(九州では絶滅)。

▶ 身体的データ

体長は1.2～1.5mで、体重はオスが80～130kg、メスは50～80kg

▶ 特徴

体色は黒で胸にV字・三日月型の白い斑紋(月の輪)がある。木登り、穴掘り、水泳が得意。冬に穴ごもりして、メスは1～3頭の子を産む。食性は植物食傾向の強い雑食。また、強力な爪を保持し、人身被害の多くはこの爪による裂傷が多い。



人身被害について

▶ ツキノワグマによる人身事故の被害者数

2004年109人(2名死亡)→2006年145名(3名死亡)→2010年は147名(2名死亡)

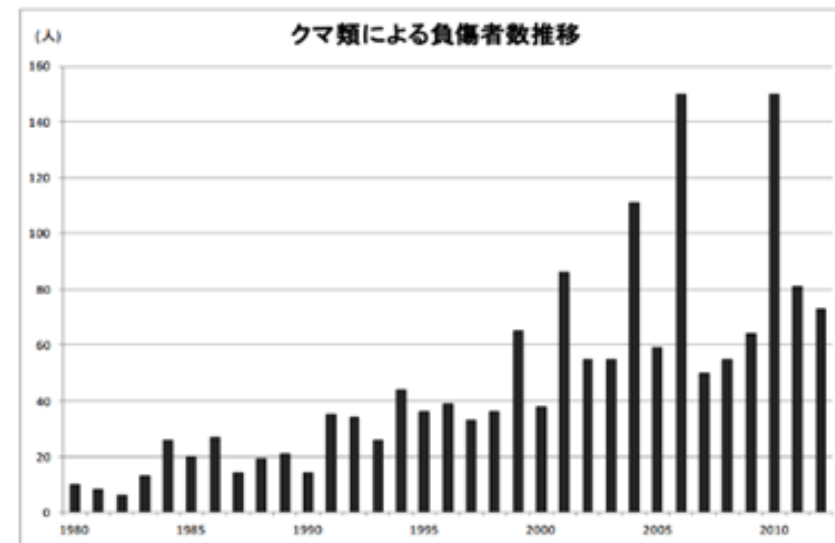
現在増加傾向にある。



なぜなのか？

- 里山の荒廃、耕作放棄地の増加、廃村化による生息地拡大
- 農林水産業という自然由来の生業から消費型の都市生活を指向することによる、野生動物を山間へと押し上げる力の低下
 - 人を恐れないクマの増加
 - 主食となる木の実などの不足

図10 クマ類の捕獲数及び人身被害件数 (2002-2012年)



http://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp/conf04-01/mat01_1.pdfより

人身被害の対策

- ▶ クマの生息地域での単独行動は避ける
- ▶ 「クマよけ鈴」や「ラジオ」などで音をだし、自分の存在をアピールする
- ▶ 残飯や生ごみを放置しない



- ▶ もし、遭遇したら...

クマは逃げるものを追う習性があるため背をむけて走るのはダメ(100m9秒)。基本的には冷静に距離をとる。万が一襲ってきたらクマ撃退スプレーが有効といわれている。



保護の現状

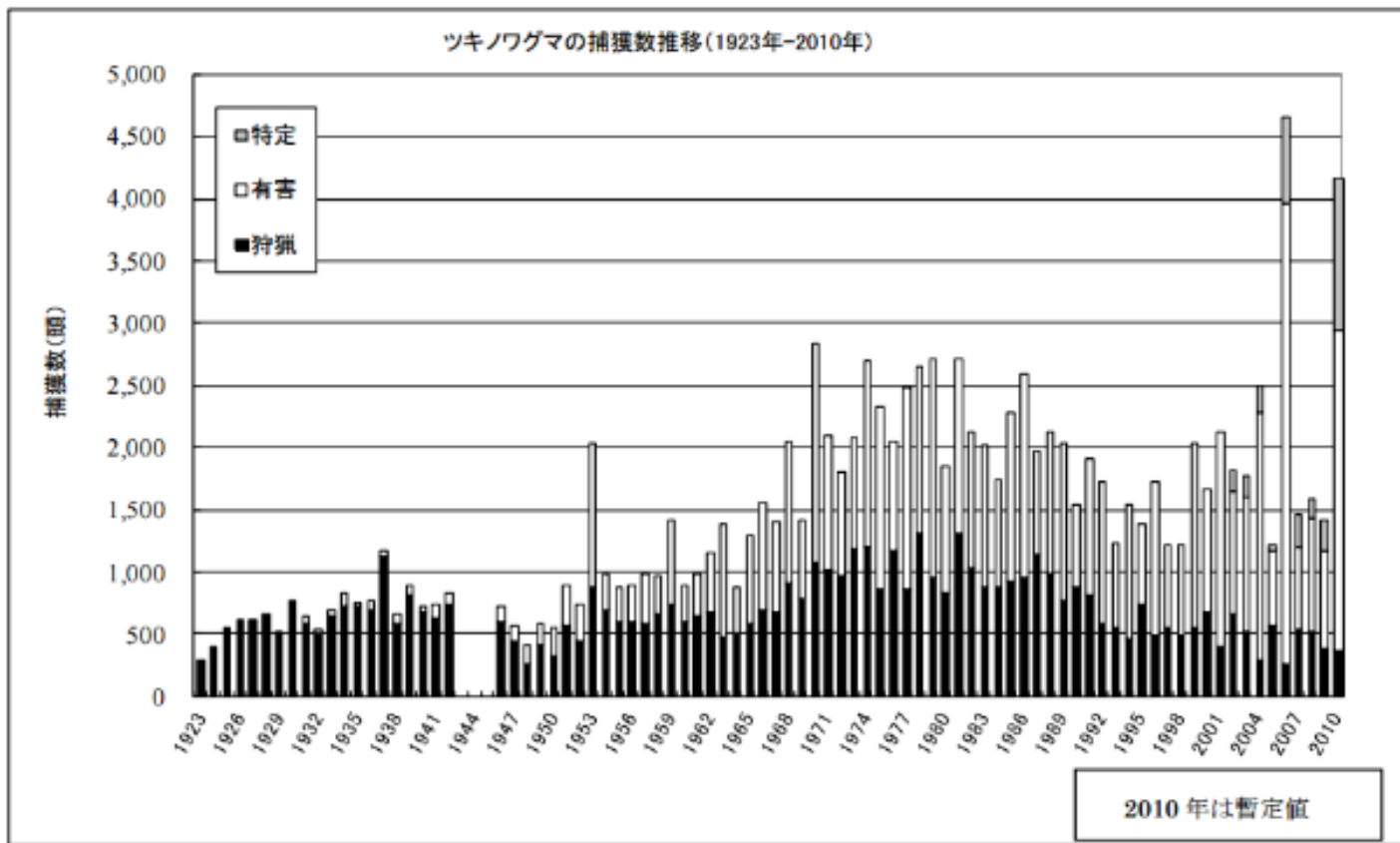


図9 ツキノワグマの捕獲数の推移(1923-2010年)
(環境省生物多様性センター「鳥獣関係統計」⁵より)

http://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp/conf04-01/mat01_1.pdfより

保護の現状

▶ 鳥獣保護法

クマは、狩猟獣であると同時に、農林業被害や人身事故のおそれから有害駆除も行われている。それに加えて予察駆除(被害の実態はないが、将来被害を起こす可能性があるので予防的に駆除すること)も許されている。日本ではこの法律を根拠に毎年1500頭ものクマが殺処分されている。

▶ 動物愛護法

野生動物であるクマが捕獲され人の占有下におかれた場合に関係するのは、「動物の愛護及び管理に関する法律」である。これは人が占有・所有するすべての動物を対象として、虐待から守ることを目的としている。また、殺処分は苦しみのない方法で行うことを定めている。しかし、動物展示施設に対する規制は特にない。

▶ 種の保存法

本州のツキノワグマはワシントン条約付属書Iの絶滅危惧種で、国際的な商取引が禁止されているが、国内の流通には何の規制もない。

クマ牧場とは

- ▶ 捕獲したクマを中心に飼育展示をする動物園のことである。野生に帰れないクマたちの保護管理施設としての機能も併せ持つ。

- ▶ **問題点**

1. 劣悪な飼育環境
2. クマ製品の販売(毛皮、胆嚢など)
3. クマを繁殖させた後の余剰動物化
4. クマの習性、生態や保全など一般への教育資料がないこと



問題意識

問題点

クマが人間を襲うのが問題

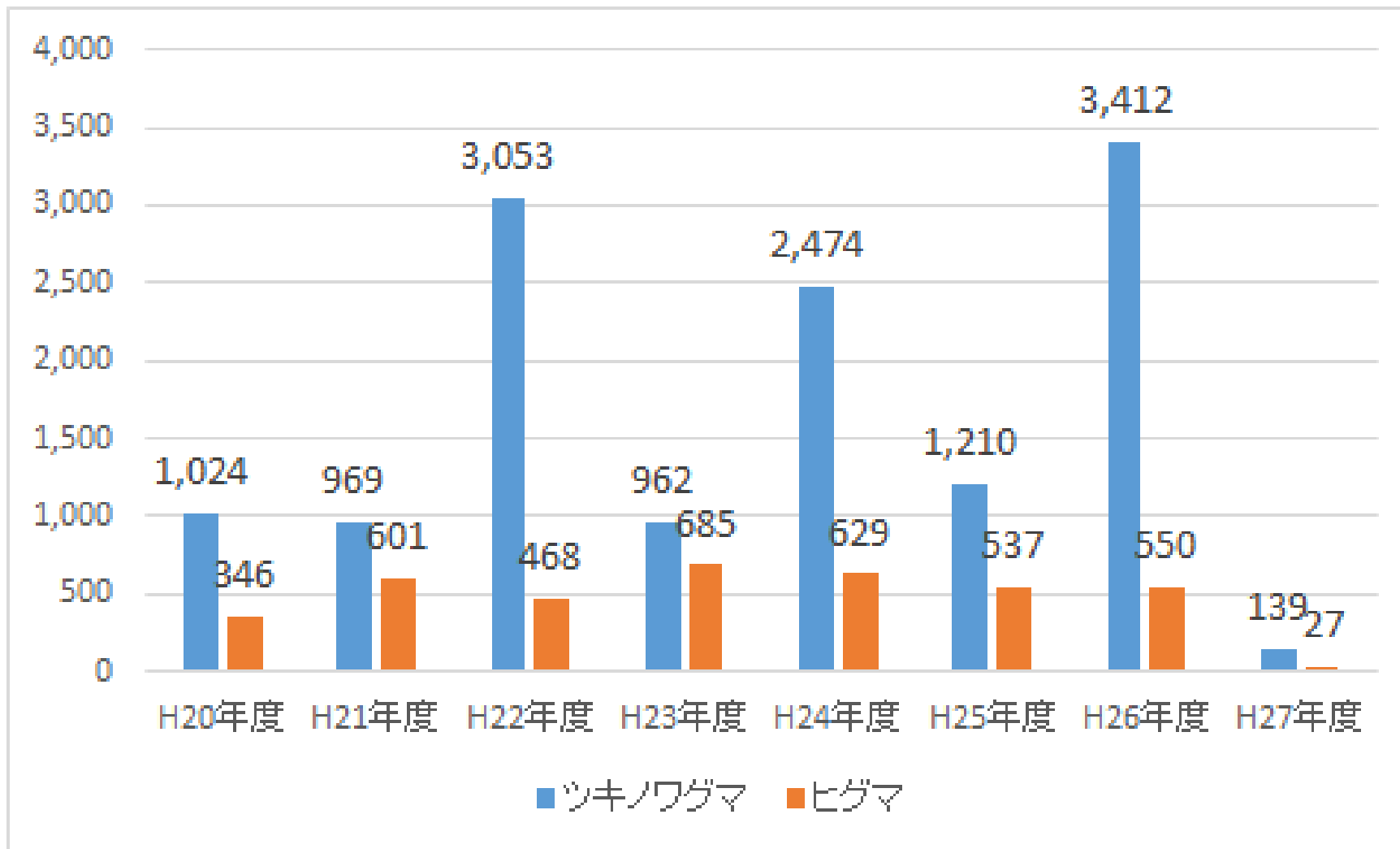


クマを殺処分することが問題

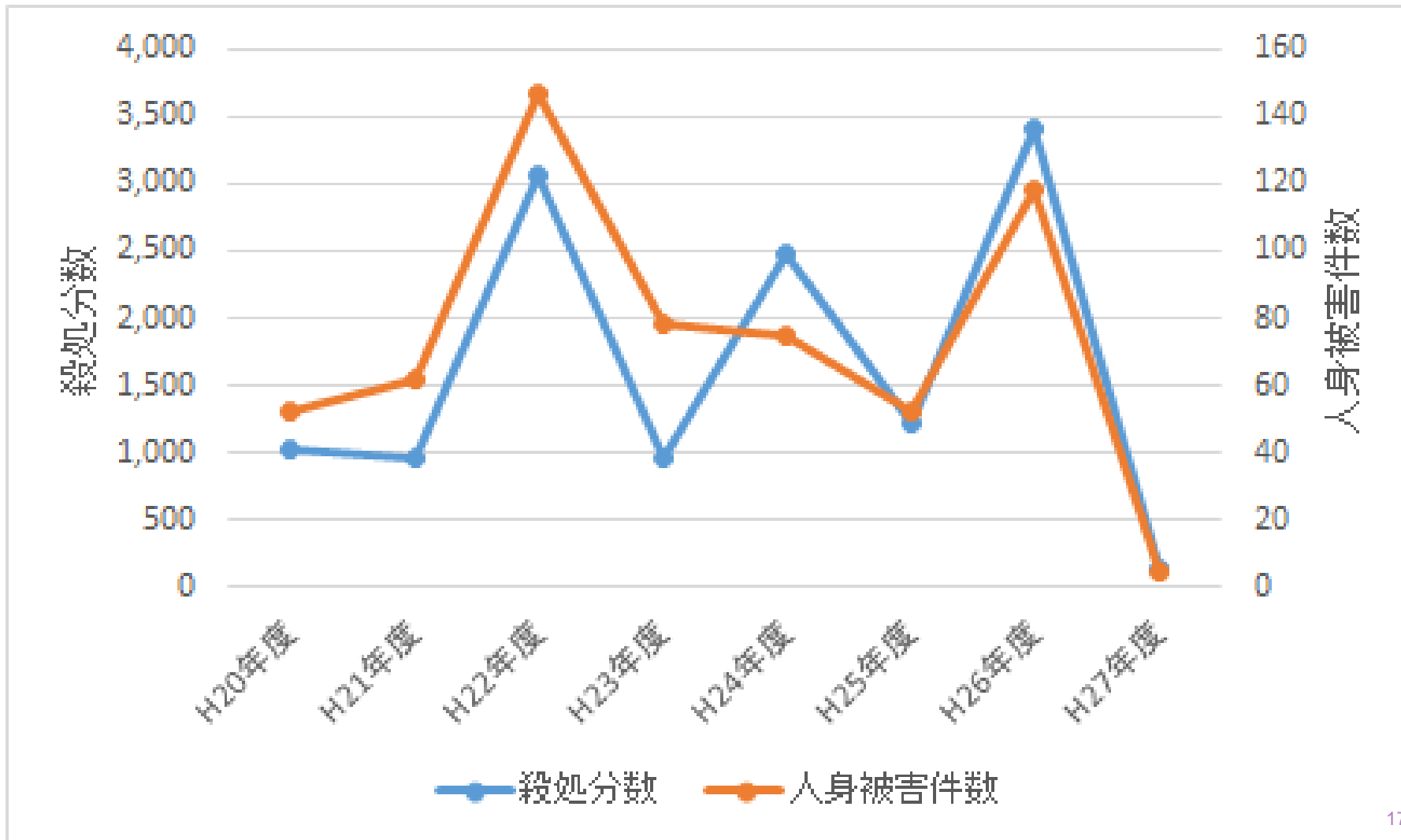
殺処分が問題である理由

- ▶ 地球レベルでは
絶滅危惧II類 (VU)
- ▶ 全国レベルでは
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
- ▶ 京都府レッドデータブックでは
絶滅寸前 (CR)

クマの殺処分数



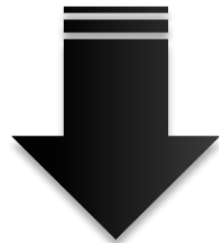
殺処分数と人身被害の比較



政策提言

ツキノワグマを保護したい

住民の放獣への不安



クマ牧場
クマを野生に戻さない
殺処分もしない

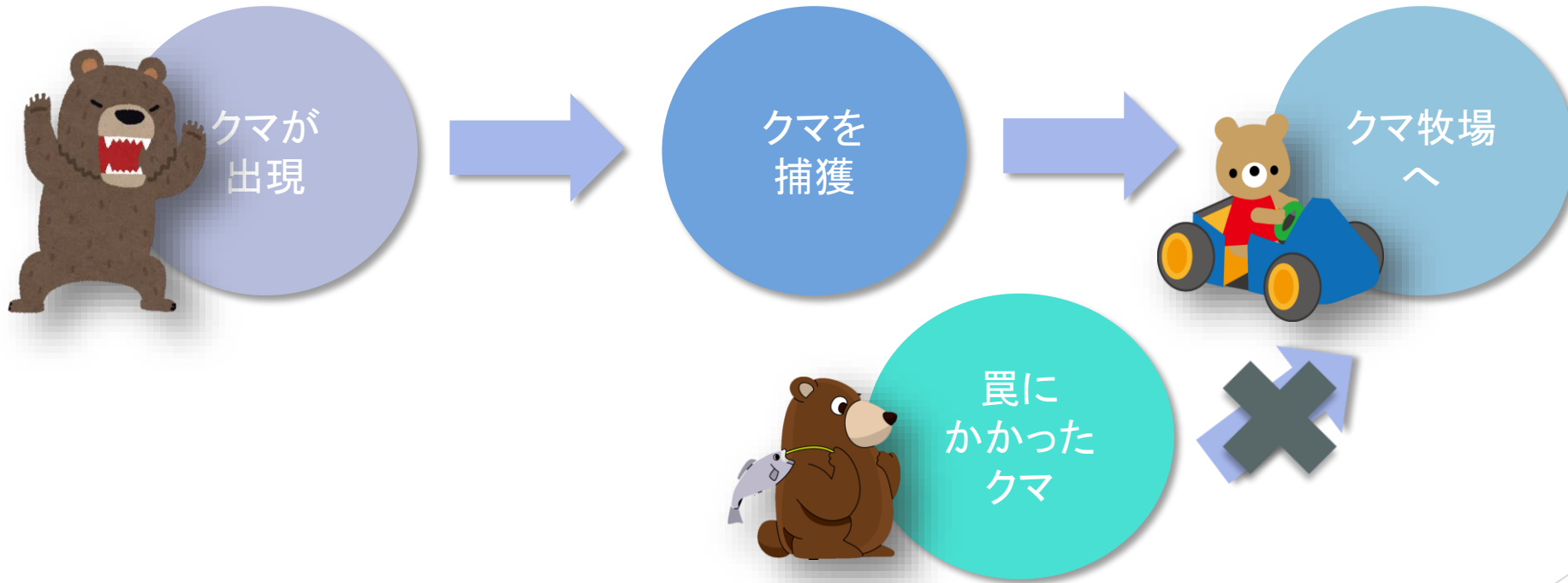
クマ牧場とは

- ▶ 野生に戻すことができないクマの保護収容施設となっている
- ▶ クマ牧場では野生で生け捕りされたクマ類を受け入れ、飼育する場合がある。
- ▶ 現在日本には、7つのクマ牧場がある。



捕獲されたクマの飼育にクマ牧場

どんなクマがクマ牧場に？



メリット

クマを殺処分せず、
かつ放獣せずに済む

動物園へのクマの供給源・受け入れ先と
なる

癒し効果

デメリット

施設の安全性,不安感
→飼育環境を徹底

集客力への不安
→動物園との差別化

運営形態

▶ 収入源

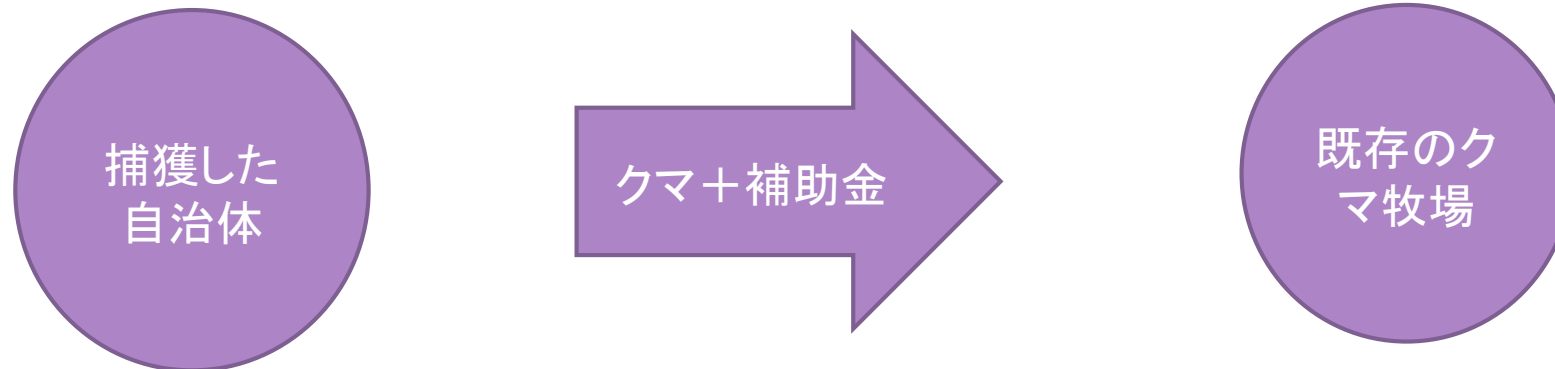
- ・入場料(記念撮影、講演代金を含む)
- ・えさやり
- ・オリジナルグッズ
- ・引き取り料



これらをもとに得た利益で経営！

試算(既存)

- ▶ 捕獲したクマを既存のクマ牧場に送り、補助金12万円を渡す。
(クマの輸送量も捕獲した自治体が負担)



試算(新設)

(1) ツキノワグマの餌代

1日1000円とする

(2) 飼育年数

ツキノワグマは20年ほど生きるのので、捕獲後、飼育された環境ではあと15年生きるとする

→ (1)、(2)より、ツキノワグマ1頭を飼育することによる生涯の餌の費用は
 $1000\text{円} \times 365\text{日} \times 15\text{年} = 5,475,000$ →548万円

(3) 設備代

- ・ 檻の総工費は1264万円
- ・ ツキノワグマは基本的に単独行動であるので、個別で飼育とする。
すなわち、檻にかかる初期費用はクマ一頭一頭にかかる。

試算(新設)

よって、一頭のツキノワグマを保護した時、そのクマを施設で生涯育てるのにかかる

費用は

$548\text{万(餌代)} + 1246\text{万(檻代)} = 1812\text{万円}$

そこからクマを引き取る際の引き取り代を一匹12万円として差し引くと
 $1812\text{万円} - 12\text{万円(引き取り代)} = 1800\text{万円}$

(4) 費用と収入

〈飼育代〉

・三重県と滋賀県では、クマによる人的被害は多い時で5件、少ない時は0件なので

毎年2頭のクマが捕獲されるとする。

・毎年クマが二頭ずつ加わっていくとすると、その年に新しく入ってきた2頭のクマの生涯の費用分をその年一年以内に収入として上げればよい。

→毎年あげるべき収益は $1800\text{万} \times 2\text{頭} = 3600\text{万}$

試算(新設)

〈人件費〉

- ・従業員が15人いるとして一年にひとりあたり400万円の給料を支払うとする。
一年で人件費にかかる費用は
 $15人 \times 400万円 = 6000万円$

よって飼育代と人件費を足した総費用は一年あたり
 $3600万円(飼育代) + 6000万(人件費)円 = 9600万円$

(5) 必要な来場者数

- ・クマ牧場への来場者による入場料と餌やり代とグッズ購入代をあわせて2,000円とする。
→ $9600万 \div 2000円 = \underline{48000}$ 人
- ・一年に 48000人以上の来場があればよい

参考文献

- ▶ ツキノワグマの生態と人身被害防止

<http://www.forest-akita.jp/data/sansai/kuma-taisaku/kuma.html>

- ▶ 日本クマネットワーク(JBN)

http://www.japanbear.sakura.ne.jp/cms/2011/05/post_40.html

- ▶ 野生生物のダイオキシン類蓄積状況等調査マニュアル 環境省(6月29日閲覧)

<http://www.env.go.jp/chemi/report/h14-06/91-127.pdf>

- ▶ 信州大学山岳科学総合研究所『ツキノワグマの生態学』
(信州大学山岳科学研究所)

- ▶ 信州ツキノワグマ通信 クマの飼育について(6月30日閲覧)

<http://www.geocities.jp/shinshukumaken/tsushin24/tsushin24-3.html>

- ▶ 毎日新聞 ツキノワグマ:「殺処分避けたい」野生、昨年捕獲 豊能・高代寺で飼育 /大阪(6月30日閲覧)

<http://sp.mainichi.jp/area/osaka/news/20150410ddlk27040370000c.html>

参考文献

- ▶ H27年度におけるクマ類による人身被害について 環境省（6月29日閲覧）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/injury-ge.pdf>

- ▶ H27年度におけるクマ類の捕獲数(許可捕獲数)について 環境省（6月29日閲覧）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/capture-ge.pdf>

- ▶ 日本のレッドデータブック IUCN（6月29日閲覧）

<http://www.iucn.jp/species/redlist/redlistj.html>

- ▶ 世界の注目を浴びる日本のクマ(6月30日閲覧)

<http://www.alive-net.net/wildlife/domestic/bear/wl142.html>

- ▶ クマ類の保護管理の現状(6月30日閲覧)

http://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp/conf04-01/mat01_1.pdf